

令和4年2月14日

保護者の皆様へ

葛飾区 子育て支援課
保 育 課

家庭での保育について（適用期間の延長）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、2月3日付でお知らせした「家庭での保育について」は、まん延防止等重点措置の期間が3月6日まで延長されたことに伴い、適用期間を3月6日まで延長いたします。

このため、区内の保育施設等での保育につきましては、以下のとおりお願いいたします。なお、変更点は適用期間のみとなります。

記

1 保育の提供について

原則開園し、お子様をお預かりいたしますが、一方で集団における感染拡大防止も大切です。この観点から、可能なご家庭は、ご家庭での保育のご検討をお願いいたします。

2 期間

上記1の対応は、以下の期間を対象とします。

「まん延防止等重点措置」の適用期間 **令和4年3月6日（日）まで**

3 保育料について

保育所・認定こども園の0～2歳児クラスの保育料は、上記対象期間中に、ご家庭での保育にご協力いただいた日数に応じて日割り計算します。

※ 国や東京都の通知、また感染状況等に応じて、対応や期間を変更する場合があります。対応等に変更が生じる場合には、改めてお知らせいたします。